

青森県報

第七百二号

令和五年
十二月二十日
(水曜日)

目次

告 示

- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生…………… (水産振興課) …… 一
- 区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生…………… (同) …… 一
- 個人番号利用事務系端末賃貸借契約に係る一般競争入札…………… (行政経営課) …… 二
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (構造政策課) …… 四
- 土地改良区の役員の退任…………… (上北地域) …… 四

出先機関

- 選挙管理委員会…………… (県民局) …… 四

選挙管理委員会

- 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………… (事務局) …… 四
- 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 五
- 政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… (同) …… 五
- 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 五
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) (同) …… 六

告 示

青森県告示第七百五十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号) 第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| 発起人の住所及び氏名(名称) | 区 域 | 区 分 |
|------------------------------|---------------------------|---|
| 下北郡東通村大字猿ヶ森字家ノ上二〇の二 東田 寿夫 | 猿ヶ森区域 猿ヶ森漁業協 同組合の地区 | 小型定置漁業及 び小型定置漁業 と底建網漁業を 併せ営む漁業 |
| 下北郡東通村大字猿ヶ森字下田代一四 竹林 雅史 | | |

青森県告示第七百五十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号) 第二百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和五年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| 発起人の住所及び氏名(名称) | 加入区の名称 |
|----------------|--------|
| | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|----------------------------|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|-----------------------------|----------------------------|--------------------|----------------------|
| 東津軽郡外ヶ浜町字平館後田七三 高坂 茂 | 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津間沢一三 福井 則雄 | 東津軽郡外ヶ浜町字平館今津釜の沢五の二三 福井 武則 | 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡二六六の六 佐川 光博 | 東津軽郡外ヶ浜町字平館舟岡二五五の二〇 越田 寿之 | 東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山二七の一 木浪 金悦 | 東津軽郡外ヶ浜町字平館磯山三三の一 小沢 友樹 | 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四〇の三 飯田 健一郎 | 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田五七の一 高森 一俊 | 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜一二の二 津嶋 悌彦 | 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田石浜四七 若山 寿久 | 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越四五の四 五十嵐 重親 | 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田塩越四九の四 柿崎 光英 | むつ市脇野沢鹿間平三 小森 清 | むつ市脇野沢小沢三八 坂田 善一郎 |
| 外ヶ浜第一加入区 | 外ヶ浜第二加入区 | 外ヶ浜第三加入区 | 外ヶ浜第四加入区 | 外ヶ浜第五加入区 | 外ヶ浜第六加入区 | 外ヶ浜第七加入区 | 脇野沢村加入区 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|--------|----------|----------|---------|-------|
| むつ市川内町宿野部九一 笹井 明志 | むつ市川内町松川川代七二の三四 松野 忠志 | むつ市大字奥内字浜奥内五の二 新谷 富也 | むつ市大字奥内字江豚沢一の一 伊藤 誠 | むつ市大湊上町二一の四 祐川 末太郎 | むつ市宇田町一八の四三 柳谷 啓治 | 上北郡野辺地町字家ノ上二七の一 荒川 孝一 | 上北郡野辺地町字馬門九四の二八 荒川 芳明 | 青森市大字四戸橋字磯部三七 工藤 多市 | 青森市大字後潟字平野二〇の四 工藤 一義 | 川内町加入区 | むつ市第一加入区 | むつ市第二加入区 | 野辺地町加入区 | 後潟加入区 |
|----------------------|--------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------|----------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------|--------|----------|----------|---------|-------|

公 告

個人番号利用事務系端末賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

令和五年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における搬入、設置、保守、撤去等を含む賃貸借と

し、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

個人番号利用事務系端末及び必要なソフトウェア 一式

二 賃貸借期間

令和六年三月一日から令和十年二月二十九日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第二百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

3 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、物品の販売に係る契約において、OA機器又はソフトウェアの営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

4 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札の時の間に、受けていない者であること。

5 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札の時の間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を青森県総務部行政経営課長に提出し、確認を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

2 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

3 提出期限

令和六年一月五日午後五時

4 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

5 提出部数 一部

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

七 入札及び開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎 北棟二階A会議室

令和六年一月十二日 午前十一時

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の提出方法等

入札説明書による。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当

する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約金額

落札価格をもって令和五年度の契約金額とする。ただし、令和六年度から令和八年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額とし、令和九年度の契約金額は落札価格に十一を乗じて得た額とする。

5 その他

本契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

農用地利用集積等促進計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和五年十二月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用集積等促進計画を次のとおり公告する。

令和五年十二月二十日

青森県知事 宮 下 宗一郎

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|--------------|---------|----------------------|-------------------|
| 株式会社あおいのやさい畑 | 弘前市 | 弘前市大字十面沢字轡六七八ほか二筆 | 弘前市大字十面沢字轡六八〇ほか一筆 |
| 株式会社あおいのやさい畑 | 弘前市 | 弘前市大字三沢字庭構二九五〇ほか四筆 | 三沢市大字三沢字庭構五八五六 |
| 藤嶋 信悦 | 上北郡六ヶ所村 | 三沢市大字三沢字折茂字今熊一四九九の二筆 | 上北郡六ヶ所村 |
| 藤嶋 信悦 | 上北郡六ヶ所村 | 三沢市大字三沢字庭構五八五六 | 三沢市大字三沢字庭構五八五六 |
| 十和田アグリ株式会社 | 十和田市 | 上北郡六ヶ所村 | 上北郡六ヶ所村 |

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和五年十二月二十日

上北地域県民局長 雪 森 正 三

| 役員 の 区 別 | 氏 名 | 住 所 | 退任の年月日 |
|-------------------|--------|---------------------|------------|
| 監 事 | 荒谷 憲三 | 上北郡東北町大字上野字山添四五の三八二 | 令和 五・一〇・一九 |

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和五年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

| | | | | |
|----------------------------------|-------------|---------------|---------------------------|-------------|
| 政治団体 の名称 | 氏代表者 の名称 | 氏会計責任者 の名称 | 主たる事務 所の所在地 | 年届 月日 |
| 神田潤一 田子町 後援会 | 宮村 尚哉 | 市村 勝予 | 三戸郡田子町大字 田子字田子四の三 〇 | 令和 五・二・一 |
| 政治結社 大行社 青森支局 準備委 員会 | 川畑 明德 | 川畑 明德 | 青森市松原三丁目 の一五 | 五・二・二〇 |

青森県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和五年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

| | | | | |
|-----------------------------------|----------------|-------------------|--------------------|-------------|
| 政治団体 の名称 (代表者氏名) | 異動事項 | 新 | 旧 | 年届 月日 |
| 自由民主党 岩木支部 (齊藤 爾) | 主たる事務 所の所在地 | 弘前市大字賀田 二丁目二の三 | 弘前市大字賀田 一丁目一五の二 | 令和 五・〇・三 |
| 立憲民主党 青森県 第3区総支部 (岡田 華子) | 代表者 | 齊藤 爾 | 鶴ヶ谷 慶市 | 五・二・三 |
| | 代表者 | 岡田 華子 | 田名部 匡代 | 五・二・三 |

政党以外の政治団体

| | | | | |
|------------------------|------|---|---|----------|
| 政治団体 の名称 (代表者氏名) | 異動事項 | 新 | 旧 | 年届 月日 |
|------------------------|------|---|---|----------|

| | | | | |
|----------------------------|----------------|------------------|-------------------|-------------|
| 西秀記後援会 (藤本 和夫) | 主たる事務 所の所在地 | 青森市新町二丁目 八の二六 | 青森市新町二丁目 六の二〇 | 令和 五・二・一 |
| 西秀記政経研究会 (西 秀記) | 主たる事務 所の所在地 | 青森市新町二丁目 八の二六 | 青森市新町二丁目 六の二〇 | 五・二・一 |
| 高橋修一港町地区 後援会 (工藤 誠一) | 主たる事務 所の所在地 | 青森市港町一丁目 五の七 | 青森市港町一丁目 一三の一三 | 五・一・一 |
| 瀨川左一後援会 (富浦 義男) | 代表者 | 富浦 義男 | 瀨川 秀義 | 四・二・三〇 |
| | 会計責任者 | 瀨川 勇次 | 瀨川 貞雄 | 四・三・三 |

青森県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

| | | |
|-----------|-------|----------|
| 政治団体の名称 | 代表者氏名 | 解散年月日 |
| 福土恵美子後援会 | 古川 賢 | 令和 五・二・六 |
| 市民力+民間力の会 | 出戸端 勉 | 五・二・二〇 |

青森県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和五年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

| | | | | | | |
|------|------------------|------------|--------------|--------------|---------|-------|
| 西 秀記 | 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異年月日動 |
| 研究會 | 西秀記政経 | 主たる事務所の所在地 | 青森市新町二丁目八の二六 | 青森市新町二丁目六の二〇 | 令和五・二・一 | |

青森県選挙管理委員会告示第八十七号

令和五年十二月一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第六項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和五年十二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二一、〇二四 人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
二二、三九一 人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
六、〇二二 人
- 東津軽郡選挙区
六、〇二二 人
- 西津軽郡選挙区
四、八三八 人

| | |
|----------|----------|
| 南津軽郡選挙区 | 六、二七四 人 |
| 北津軽郡選挙区 | 七、一四四 人 |
| 上北郡選挙区 | 二六、四九九 人 |
| 三戸郡選挙区 | 一八、一〇一 人 |
| 青森市選挙区 | 七七、六六七 人 |
| 弘前市選挙区 | 四七、三六四 人 |
| 八戸市選挙区 | 六二、五七七 人 |
| 黒石市選挙区 | 九、〇九三 人 |
| 五所川原市選挙区 | 一七、九二一 人 |
| 十和田市選挙区 | 一六、八三六 人 |
| 三沢市選挙区 | 一〇、五六五 人 |
| むつ市選挙区 | 一九、五九三 人 |
| つがる市選挙区 | 八、七三五 人 |
| 平川市選挙区 | 一一、一七一 人 |

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭